

# 中原貞衛と『第五連隊慘事 奥の吹雪』(二)

—山口少佐の死因をめぐって—

松<sup>まつ</sup> 木<sup>き</sup> 明<sup>あき</sup> 知<sup>とも</sup>

なぜ『奥の吹雪』を  
書かなければならな  
かったのか

前述したように、中原の『奥の

吹雪』が何部印刷されたかは今となつては知る由もないが、きわめて少数であったことは間違いない。国立国会図書館はもちろんのこと、公共図書館にはまったく所蔵されておらず、筆者の手許には二〇年近く以前にお孫さんに当たる神戸市在住の中原泰男氏から恵与された複写がある。しかし本年(二〇〇二年)になつて中原氏は母(貞衛の三男、猪三男の妻)の遺品を整理中、『奥の吹雪』をみつけた(写真4)。昭和四十七年(一九七二年)の猪三男氏の注記が裏

表紙の表にあるが、中原泰男氏はこの存在をこれまで知らなかったという。中原氏のご好意で筆者もこの原本を直接閲覧する機会に恵まれた。

明治三十五年(一九〇二年)当時、現在のようなコピーは存在せず、湮滅を恐れて少数を作るとすれば孔版か印刷しか方法がなかったため、結局中原が懇意にしていた吐鳳堂の中田増蔵に依頼して少数を印刷したものと考えられる。もし一般に知らしめる必要上出版するならば、もっと印刷部数を増やしたはずであるが、しかし実際の部数はきわめて限られていたと推定される。このことは中原が伝えたいメッセージの湮滅を恐れて、それをひたすら後世に伝え

ること、それも家族を含めた少数のみに伝えることを目的として、この『奥の吹雪』を執筆し印行したことを強く示唆する。

歩兵第五連隊が編集した『遭難始末』(一)は明治三十五年七月に上梓され、全国各師団、関係者に配布されたが、その計画を当然ながら中原は知っていたと思われる。『遭難始末』が発行されるにもかかわらず、それと時期を争うかのうちに中原が『奥の吹雪』を執筆、印行したことは、中原自身が書き

遺す情報の価値を減じないためだと考えられる。だからこそ『遭難始末』に先立つこと一カ月の六月十九日に私家版として発行したものである。

確かに中原は立見尚文第八師団長の一月三十一日午後の命令によつて山形を二月一日に出発して二月二日朝九時に青森に到着し、山口少佐の主治医となり、さらに生存者の治療に尽力し、また必要な手術の大半を担当した。そして、この事件の顛末が『遭難始末』に

記述されることを知っていたはずである。にもかかわらず中原が『奥の吹雪』を執筆上梓しなければならなかったことには強い動機があったはずである。それを窺い知る唯一の手がかりは次に示す『奥の吹雪』の冒頭の部分に示唆されていると筆者は考えている。

是は明治三十五年二月一日より三月十三日まで、第五連隊雪中行軍遭難患者治療の為、青森に出張中、文

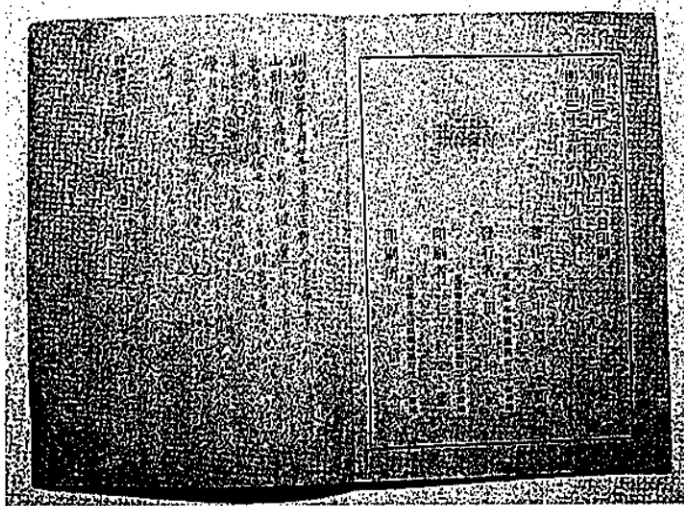


写真4 『奥の吹雪』の奥付



字少なき家人に示さんと、寢覚めくに一筆つ、綴れるもの、積りるなり、されば解り易きを旨とし、下卑たる言ども多し、且つ伝え聞けるを記せるが多ければ、事実と違へるも有らむ、読む人其の心せよ、

右の文章中注目すべきは、最後の「且つ伝へ聞けるを記せるが多ければ、事実と違へるも有らむ、読む人其の心せよ」である。中原こそ山口少佐の主治医であり、その他の生存救助者のほとんどすべての手術に関与しており、直接衛戍病院の同僚などから、また第八師団、第五連隊の関係者から話を聞いてははずである。伝聞はあ

るにしても「事実と違へる」ことはきわめて少なかったと言わざるをえない。もし「事実と違へる」ことが多いのであれば、なぜ敢えて小冊子を作つてまでもそのことを後世に遺す必要があるのか。さらに、最後に「読む人其の心せよ」とあるのは、きわめて重要な一句であると筆者は考えている。単にある物語を語るのであれば、

このような言葉を序ともいふべき文の末尾に付す必要は毛頭ないはずである。世間に喧伝されていることは真実を尽くしているのではなく、逆にこの「奥の吹雪」の中にこそ隠された真実が伝えられていることを「心して読みなさい」と暗示しているのではないかと思われる。

### 「奥の吹雪」の内容

「奥の吹雪」中には中原が最も伝えたいメッセージが込められていると考えられるが、前述した各節の内容を簡単に検討してみたい。

頭注の第一節から第五節までは中原が記しているように遭難事件の原因に言及しているが、中でも第五節は注目すべきである。実際の戦争でもなく、訓練のための行軍であるから天候不良の際、引き返せばよかつたというのである。陸軍以外の人たちはおそらくこのように考えた人が多いと思われるから、このことは何も秘密のメッセージではない。第六節から第九節は時間的経過に従って一行の行動に言及しており、その内容は

他の諸史料と何ら矛盾しないし、目新しい部分はない。第一節、第一四節には山口少佐が昏倒し、また蘇生したことが述べられているが、このことも既知のことである。

第一八節は後藤房之助伍長が救助された時の状況である。第二四節から第二八節は炭焼小屋で救助された長谷川特務曹長についてである。第二九節は田代温泉で発見された村松文哉伍長についてである。第三〇節は発見者の総数と割合のことである。第三二節は生死についてである。生存して救助されたのは一七名であるが、山口少佐を含む六名は入院中死亡した。生存者については四肢切断後の状況を客観的に、しかも憐憫の情を以て叙している。以上には何ら秘密のメッセージは込められていない。そうすると残るのは第三一節のみである。

「奥の吹雪」の各節の行数はまちまちである。例えば第二八節は二行であるが、第二二節は二〇行である。したがって行数を変えることによって節と頁を任意に調節

できたのである。その節が同じ頁数だけで終わり、次頁に及んでいないのは第三節(四行)、第五節(四行)、第三二節(一〇行)のみである。第三節、第五節に重要なメッセージはない。

この「奥の吹雪」は七五調で記述されている。七五調や五七調の文章は三十一文字の和歌を暗示する。そして、三三頁の小冊子「奥の吹雪」全三二節の中の第三二節、しかも第三二頁には、はなはだ重大な記述がある。

### 最も重要な第三一節

本稿(一)の表1で略述したように第三一節は「天恩優渥」と頭注されている。つまり天皇の恵みが手厚いという意である。まず左に第三一節を引用する。

生きて歸へれる人々を、青森衛戍病院に、入れて治療をなしけるに、我が大君の御心を、悩ませられて逸早く、待従武官をつかはされ、畏こき旨を傳へられ、御見舞の品賜はれる、春の



光に武夫の、氷れる涙とけにけり、特務は夢を思ひ出で、涙にむせび言の葉も、とみには出でず隊長は、人をし見れば長へに、眠る薬を與へよと、請ひて止まざる折なりき、涙せきあへす御見舞を、一度は押し返へしける、心の中は何ならむ、思ひやるだに哀れ也、其の餘の人も皆同じ、嬉し涙をせき兼ねて、枕の布の濡れにける。

右の中で、「隊長は人をし見れば長へに、眠る薬を與へよと、請ひて止まざる折なりき、涙せきあへす御見舞を、一度は押し返へしける、心の中は何ならむ、思ひやるだに哀れ也」は、はなはだ重要な文章と思われる。自分の判断ミスで二〇〇名に近い将兵の命を失った山口少佐の心中は想像に難くないが、少佐は責任をとって自決したいと当然考えたと思う。しかし凍傷のため四肢の自由が効かず、自決することは不可能であった。

筆者は、この文章は兎玉源太郎陸軍大臣と立見師団長の命令で、

中原が「とこしへに眠る薬」を与えたことを暗示していると考へる。たとえ生き延びても、四肢の切断は避けられず、軍人としてはまったく役に立たず、かつまた死ぬまで生き恥を晒さなければならぬことを考へると、永久に眠る薬が与えられることは山口少佐としても本望であったかもしれない。しかし、前述したように山口少佐は凍傷のため両前腕は硬固の状態であり、自分でピストルや他の手段による自決ができなかった中で、中原が兎玉陸軍大臣や立見第八師団長の命令によって眠る薬を投与したのであると筆者は推定する。それは二月二日夜八時三〇分少し前のことであつたと思う。

### 「眠る薬」とは何か

当時陸軍の衛戍病院ではクロロフォルム麻酔が広く用いられており、事実、この雪中行軍の生存救助者で手術を要した者は全例にエーテル、クロロフォルムの各五〇%混合液の吸入による全身麻酔が行われている。なぜクロロフォルム単独でなく両者の混合液にし

たかというと、クロロフォルム一〇〇%の溶液を気化させて吸入させれば心毒性が強く、特に全身状態不良の者では心停止の可能性が高かつたのである。そのためにより安全なエーテルを混合して、安全性を高めたのである。

中原は外科手術についてはもちろん、クロロフォルム麻酔に関しても強い関心を有していた。前述した山口少佐の死亡時の容態は高濃度のクロロフォルムを吸入させて心停止が起きた状態と何ら矛盾しない。

この筆者の推定は単なる思いつきではない。『明治三十五年凍傷患者治療報告』<sup>(20)</sup>の「佐々木正教」の項をみると、佐々木は三月七日、中原によって両手の拇指は第一関節中央部で切断、他の四指は掌骨上三分の一の所で切断され、下肢は小出一等軍医によって、両下腿の上三分の一のところを切断された。手術時間は四六分、エーテル、クロロフォルム半々の混合溶液四〇ミリリットルが使用された。記述がある。術中・術直後には合併症は認められなかった。しかし

夜に入ると佐々木の脈拍は微弱となり、カンフルを五アンブル注射したが意識はなくなった。中原の手術した上肢は問題なかったが、小出の手術した下肢の切断部は紫色を呈していた。

翌三月八日の深夜零時三〇分頃から呼吸は促迫状態となり、チアノーゼも現れた。精神的に興奮して意味不明な言語を發した。食塩水三〇〇ミリリットルの皮下注射を行った結果、脈拍の状態は多少回復したが、呼吸促迫が進み精神は興奮して「狂躁状態」となり、「麻酔薬ヲ用ヒテ少シク鎮静ヲ得タ」が、遂に二月八日午後五時三五分に死亡した。つまり鎮静目的のため、手術室でなく病室で麻酔薬が投与されたことは注目すべきである。この時の麻酔薬はクロロフォルムかクロロフォルム・エーテル混合液かのどちらかであろう。もちろん中原が主治医であつた。この例は中原が山口少佐にクロロフォルムを病室で投与した可能性を示唆する重要な傍証であろう。もちろんクロロフォルム以外の他の麻酔薬が用いられた可能性も



口ではない。青酸カリを経口投与したと考える人もいるだろう。しかし青酸カリではチアノーゼは発現しない。山口少佐は死亡時「チアノーゼ」が現れたとあるから、少なくとも青酸カリによる死亡ではないと思う。当時は静注、点滴静注は行われていなかった。

いずれにせよ、今となつては確たる証拠があるはずはなく、クロロフォルムを用いると即効的であり、かつ痕跡が残らないことも一つの傍証である。山口少佐の遺体は、東京に運んで火葬したいという遺族の意志に反して、翌三日青森で荼毘に付された。他の死者の場合と異なつてあまりにも早い火葬であつたといわざるをえない。このことも山口少佐の死因に疑念が持たれる理由の一つと思う。

なお、ここで一言付け加えておくことがある。ピストルのことである。現在陸上自衛隊青森駐屯地の「防衛館」に展示されているピストルは、山口少佐の遺品であるという。しかし本当に山口少佐の遺品であつたという確証はない。このピストルは山口少佐の死後、

遺族に山口少佐はこのピストルで立派に自決したとして渡されたものであるという。もちろん当時の陸軍が正式に採用していたピストルではない。

軍人が国産でなく外国製のピストルを私物として所有していることも、ありえないことではないが少し腑に落ちない。さらに、行軍に必要なでない私物のピストルをわざわざ携帯することもおかしい。また、山口少佐は行軍にピストルを持って行かなかつた証拠がある。救助された時、山口少佐が携帯していた私物の調査があるが、それによれば「図篋一、時計磁石一、金入一、手牒二」である。山口少佐はピストルを携帯していなかつたのである。それでも、あくまでもピストルで自決したというのであれば、家人が自宅からピストルを持って駆けつけたことになり、まことにおかしなことになる。

病室でピストルを撃つては、いかに山口少佐の個室が他から離れていたとしても、他の生存者の耳に入らないはずはなく、それこそ後追い自決者も出ることになる。

以上のことからピストル自決説は当局による擬装工作であることは明白である。

### なぜ山形から呼ばれたのか

山形衛戍病院の中原が、立見師団長の青森行きを命を受けたのは、一月三十一日の午後である。正確な時刻はわからない。一月三十一日といえれば行軍を開始してから九日目である。多くの生存者の発見がほとんど絶望的な時期、そして入院患者としては後藤房之助ただ一人という時期に、なぜわざわざ山形衛戍病院からただ一人、中原が命を受けて青森に行ったのかも、また大きな謎である。

青森衛戍病院では、後藤幾太郎三等軍医正以外に七人の軍医があり、弘前衛戍病院からも坂 定義一等軍医ほか八人の軍医が応援に駆けつけた。青森、弘前二つの衛戍病院の医員で十分対応ができたはずである。それでも軍医が不足であれば、山形よりも近い秋田衛戍病院からも軍医の応援が得られたはずである。また、そのための

十分な時間もあつた。しかし秋田衛戍病院からの応援はまったく考慮されなかつた。そして、わざわざ中原が山形衛戍病院からただ一人だけ来青したのである。それは山口少佐の主治医となるためであつた。

中原が第八師団の軍医の中でも抜群の腕前を持つていたことが見込まれたことは間違いない。このことは、別の見方をすれば、中原貞衛が治療して、救命できなくとも、山口少佐の家族を含めた誰をも納得させることが可能であり、第三者からも患者の治療に対する疑念や不信感を持たれなかつたからであると思う。このように考えなければ、中原が山形から急遽呼ばれた理由の説明がつかないのである。

〔文献は(四)に掲載〕  
〔弘前大学麻酔科教授〕

松木明知編著 八甲田雪中行軍の医学的研究

松木明知著 岩波出版サーピスセンター2001

松木明知著 八甲田雪中行軍の研究

岩波出版サーピスセンター2002

松木明知著 雪中行軍山口少佐の最後

岩波出版サーピスセンター2004